

令和8年 第2回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和8年2月20日(金) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

1/29(木) 令和7年度鹿児島県農業委員会女性委員の会曾於支部新年会
(志布志市)

2/5(木) 2月定例常設審議委員会(鹿児島市)

2/18(水) 令和7年度第2回大崎町自殺対策協議会

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(3番 ○○○○委員, 4番 ○○○○委員)
第2. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見
聴取について
第4. 議案第8号 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について
第5. 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6. 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第7. 議案第11号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について

その他

開 議

事務局長 ただいまから令和8年第2回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。本日もご多忙な中、2月定例総会にご出席頂き誠にありが
とうございます。梅の花も咲き始め、少しずつ春の気配を感じるようになりました。
現在、田畑では次期作に向けた土づくりなどに、粛々と取り組まれる様子が見られ
綺麗に耕うん作業がされた田畑の広がり、農業の経営向上に願いを馳せる思いで
いっぱいです。さて地域計画のブラッシュアップにおいて、私達、農業委員、最適
化推進委員には、鹿児島の農業委員会リレーションシップ活動は、最も重要な活動

のひとつです。委員の皆様におかれましては、地域の皆様に対し10年後の自分の田畑を守るという重要性をぜひお伝えいただき、アンケートへの回答のご協力をお願いいたします様、よろしくお願いいたします。それでは、経過報告を致します。1月29日 鹿児島県農業委員会女性委員の会曾於支部新年会（志布志市）、2月5日 2月定例常設審議委員会（鹿児島市）、2月18日 令和7年度第2回大崎町自殺対策協議会、以上の会に出席して参りました。それでは会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。3番〇〇〇〇委員、4番〇〇〇〇委員をお願い致します。本日は、議案第6号から議案第11号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条8件、地域計画3件、農振2件、5条1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定70件、合計84件でございます。2ページ、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番・審議番号2番・審議番号3番につきましては、譲受人が同一人物のため一括して審議致します。調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番、2番、3番について、調査結果を報告いたします。まず申請人についてです。受け人が、〇〇集落の〇〇〇〇さんの申請分です。いずれも自宅から3分以内ある圃場になります。審議番号1番ですが、渡し人は〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、永吉字濱沖〇〇〇〇 田 1筆 1,036㎡です。審議番号2番が、〇〇集落の〇〇〇〇さん分で、申請地が、永吉字濱沖〇〇〇〇 田 1筆 333㎡です。審議番号3番が、その隣の圃場になりますが、〇〇集落の〇〇〇〇さんの分で、申請地は、永吉字濱沖〇〇〇〇 田 1筆 244㎡です。申請理由は、いずれも譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴22年とあります。機械保有はトラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台、と十分です。通作距離は、先ほども申し上げましたが自宅から3分ぐらいの距離です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 審議番号1番、審議番号2番、審議番号3番につきまして、何かご質問はありますか。

委員 なし。

議長 なしということであります。只今の案件について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 （挙手）

議長 挙手多数。よって審議番号1番、審議番号2番、審議番号3番につきましては、許可といたします。審議番号4番、4ページ、審議番号5番、審議番号6番につきましても譲受人が同一人物のため一括して審議致します。審議番号4番、審議番号5番、審議番号6番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇集落の〇

〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、モリンガです。申請地は、野方字前段〇〇〇〇 畑 外5筆 7,510 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は農作業歴10年です。機械保有は、トラクター1台、トラック1台を保有しています。通作距離は、自宅から0.5 km、車で3分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。また〇〇さんは、10町を目標に借りているそうです。借りる畑は耕作放棄地等ほかの人が借りないような農地を整地してモリンガを作付けされています。モリンガは根っこに匂いや毒があるのでイノシシ来ないことが理由だそうです。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして審議番号5番と6番について報告いたします。審議番号5番、渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。主な経営作物は、モリンガです。申請地は、野方字又流合〇〇〇〇 畑 外1筆 14,132 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に審議番号6番、渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。認定農業者ではありません。主な経営作物はモリンガです。申請地は野方字前段〇〇〇〇 畑 1筆 6,038 m²です。申請理由は、譲渡人が〇〇市より通い耕作するには不便であり、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は農作業歴10年です。機械保有は、トラクター1台、トラック1台を保有しています。通作距離は、〇〇〇〇さんの分が3 km、車で15分、〇〇〇〇さんの分が自宅から0.2 km、車で1分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号4番、審議番号5番、審議番号6番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。只今の案件について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって只今の案件につきましては、許可といたします。審議番号7番の調査報告を事務局お願いいたします。

〇〇〇〇 第3条申請、審議番号7番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇集落の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、飼料稻です。申請地は、神領字池尻〇〇〇〇 田 外2筆 733 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大するもので、現在も譲受人が耕作されているとのことです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業

従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴35年とあります。機械保有は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は自宅から1.5km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号7番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号7番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号7番については、許可といたします。審議番号8番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号8番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。譲受人は〇〇町の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は牧草です。申請地は、永吉字岩崎段〇〇〇〇畑 1筆 1,768㎡です。申請理由は、譲渡人の労力不足により譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴19年とあります。機械保有は、トラクター1台、軽トラック1台、ショベルカー1台と十分です。通作距離は、自宅から0.5km、車で2分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号8番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは審議番号8番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号8番につきましては、許可といたします。5ページ、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見聴取について」を議題といたします。6ページ、審議番号1番については、7ページ、議案第8号「農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について」の審議番号455番と同一案件でありますので、一括して審議いたします。6ページ、審議番号1番、8ページ、審議番号455番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 地域計画変更、審議番号1番と農振除外、審議番号455番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町神領字小牧〇〇〇〇畑 1筆 496㎡で、場所は現地資料の3の1から4をご覧ください。申請目的は、一般住宅です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農振除外後の農地区分は、第1種農地の集落接続施設と判断いたしました。続いて一般基準です。生

活排水は、合併浄化槽、雨水は側溝放流、土砂の流出防止対策については、ブロックを積むということでした。日照・通風ですが、平屋なので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、現段階では資金証明は不要です。信用は、問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは只今の案件について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって只今の案件につきましては、許可といたします。6ページにお戻りください。審議番号2番につきましても、8ページ、審議番号456番と同一案件のため一括して審議いたします。6ページ、審議番号2番、8ページ、審議番号456番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 地域計画変更、審議番号2番と農振用途変更、審議番号456番について、調査結果を報告いたします。申請人は、〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字岩崎段〇〇〇〇 畑 1筆 3,533 m²のうち1,468 m²です。場所は現地資料の1の1から4をご覧ください。申請目的は、事務所・休憩所・駐車場です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は、合併浄化槽です。雨水は側溝放流です。土砂の流出防止対策については、ブロックを積むので問題ありません。日照・通風ですが、2mの緩衝地を設けるので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、事業着手前に説明するとのことでしたので、確実に言うよう伝えてあります。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、農振用途変更のため資金証明は不要です。信用は、問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。只今の案件を、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって只今の案件は、許可といたします。
議 長 6ページにお戻りください。審議番号3番にいて事務局の調査報告をお願いいたします。

〇〇〇〇 審議番号3番につきまして、事務局より説明いたします。まず審議に先立ち審議番号3番の地域計画変更について補足説明させていただきます。申請人は、〇〇地区の〇〇〇〇〇さんです。申請内容は牧草用倉庫で、令和7年9月総会において、農振用途変更の審議を行い許可を得ています。また4条申請については、転用面積が200 m²以内であったため、許可不要として事務処理を行い農業用施設の転用として届け出を受理しております。また地域計画の変更は、策定された地域計画内の耕作面積に変動があった場合、地域計画を所管する農林振興課から意見の聴取が農業委

員会へ求められ審議するものですが、今回の場合地域計画の変更上は軽微な変更と捉えられ、農振、農地転用の審議後、いわゆる事後の変更が認められているため、このような形で審議するに至りました。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。現地資料の4の1から4をご覧ください。農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断されております。雨水は自然流下です。土砂の流出防止対策については、自作農地のため問題ありません。日照・通風ですが、周囲が自作農地のため問題ありません。隣接地の所有者への説明は、隣接地も自分の農地であるため必要がありません。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、4条の届出が終わっておりますので問題ありません。信用は、問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号3番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号3番は、許可といたします。7ページ、議案第8号「農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について」は、先ほど許可といたしました。9ページ、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。10ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について調査結果を報告いたします。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字松ヶ迫〇〇〇〇 畑 1筆 1,436㎡のうち462.91㎡で、場所は現地資料の2の1から4をご覧ください。申請目的は、一般住宅です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は合併浄化槽を設置されます。雨水は側溝放流となっております。土砂の流出防止対策については、ブロックとフェンスを設置されます。日照・通風ですが、平屋なので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。11ページ、議案第10号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題といたします。12ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第10号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、12ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和8年5月1日、期間は5年と10年です。

中間管理権の設定面積は、田が 34,179 m²、畑が 212,741 m²、計 246,920 m²でございます。設定する者が 66 名、耕作する者 36 名でございます。13 ページから 19 ページが内訳です。資料 3 で法人関係を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 13 ページ、連番 1 番から連番 20 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 1 番から連番 20 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 1 番から連番 20 番までは許可といたします。14 ページ、連番 21 番から連番 40 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 21 番から連番 40 番までにつきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 21 番から連番 40 番までは、許可といたします。15 ページ、連番 41 番から連番 60 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 41 番から連番 60 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 41 番から連番 60 番までは許可といたします。16 ページ、連番 61 番から連番 80 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 61 番から連番 80 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 61 番から連番 80 番までは許可といたします。17 ページ、連番 81 番から連番 100 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番 81 番から連番 100 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 81 番から連番 100 番までは許可といたします。18 ページ、連番 101 番から連番 120 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということでもあります。それでは、連番 101 番から連番 120 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 101 番から連番 120 番までは許可いたします。19 ページ、連番 121 番から連番 126 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということでもあります。それでは、連番 121 番から連番 126 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 121 番から連番 126 番までは許可いたします。連番 127 番から連番 134 番までは〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議 長 連番 127 番から連番 134 番を一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということでもあります。それでは、連番 127 番から連番 134 番について許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番 127 番から連番 134 番につきましては、許可いたします。

(〇〇委員着席)

議 長 20 ページ、議案第 11 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。21 ページ、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 11 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。21 ページ、1 番 〇〇〇〇さん 売買 永吉字休兵衛堀〇〇〇〇 畑 1,705 m² 〇〇委員を指名します。2 番 〇〇〇〇さん 売買 永吉字新堀〇〇〇〇 畑 4,439 m² 〇〇委員を指名いたします。

議 長 〇〇委員、〇〇委員よろしくお願いします。最後のページになります。休会中の報告 あっせん関係でございます。〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 現地に調査に行きました。御覧のとおり 587 m²でちょっと斜面をからってまして実質 5 畝あるかないかというような土地です。不動産屋の看板が立っておりまして、「買い手はいないですか？」というような古い看板が立ってありました。買い手がなかなか不動産屋も見つけられなかった土地です。5 畝ぐらいの畑を借りて下さる農家を見つけるのはなかなか難しいのかなというのが実感です。隣接しているところは個人の菜園になっておりまして、農地として販売価値があるのかなと正直感じております。家を作るには町道脇ですので、そういう意味合いで不動産屋にお願いされたのかなあと感じております。ここをあっせんて相手を見つけるのは至難の業かなというふうに思っております。以上です。

議 長 それでは、不動産屋の看板が設置されてあった事についての事務局の説明はどうなりますか。

〇〇〇〇 事務局でも現場を確認したところ〇〇〇〇の看板があったので確認を取りまし

た。一回不動産屋に依頼があったのですが、不動産屋としても販売を試みましたが、農地であること手続等を考えた場合なかなか難しいということで、看板はまだ設置されておりますが既に手は引いてますというご回答で、本人さんにも確認しその事は理解しているということで、農地として売買したく依頼をしたということでした。

議 長 引き続き〇〇委員お願いしてもよろしいですか。

〇〇委員 引き続き見つけた方がいいんですか。

議 長 事務局どうですか。

〇〇〇〇 申し訳ありませんが、一応3か月は探すという取り決めがありますのでよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、よろしくお願いいたします。その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委 員 なし。

議 長 よろしいですか。以上をもちまして、令和8年第2回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

3 番委員

4 番委員